

民進党要望項目一覧

平成28年度11月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>1 鳥取県中部地震関連</p> <p>(1) 一部損壊等の住宅被害が多数発生していることに伴い、被災市町における家屋被害認定業務をはじめとする罹災証明業務が増加しているため、認定および証明発行業務を正確かつ迅速に行うために、さらなる人的支援を行うこと。</p>	<p>住宅被害については、県庁内に「鳥取県中部地震住宅支援本部」を新設し、他県の応援を得て罹災証明書交付に向けた現地調査を早期に終えるための調査チーム51班を編成するとともに、現地調査の様式を簡素な調査票に統一するなど、住宅再建支援補助金等が迅速に交付できるよう体制を整えたところ。引き続き、住宅被害の実情を十分に踏まえながら、被災市町の業務が円滑に進むよう、人的支援を含めたバックアップを継続していく。</p>
<p>(2) 被災者住宅再建支援補助金において、宅地やその擁壁が被害にあったため、家屋の損傷が大きくなっても住み続けることが困難な場合も対象に加えることについて検討すること。</p>	<p>被災者住宅再建支援補助金では、住宅被害の程度に応じた支援金を支給することとしており、宅地のうち住宅の基礎部分の地盤が流出した場合等は被害の算定に含めることとしている。また、宅地や擁壁の被害により住み続けることが困難な場合等については、個別に実態をよく調査した上で、市町村とともに支援のあり方について検討を行う。</p>
<p>(3) 被害が大きかった選果場、ライスセンター等のJA共同利用施設等の復旧にむけて特段の支援を行うよう国に要望すること。</p> <p>また、県も特段の支援を行い、梨落下などの被害も受けている生産者にとって再生産が可能となるよう、その負担軽減に努めること。</p> <p>あわせて、今回の災害復旧に対する国の制度助成は補助率2割だが、激甚災害の場合は9割程度の補助率となり、その差が大きいため、制度としてその中間的な補助率となる助成対象を設けるよう国に要望すること。</p>	<p>鳥取県中部地震により、JA選果場施設のほか大山乳業協同組合の粉乳工場が被災するなど、農林水産業共同利用施設の被害額は5億円にのぼる状況となっていることから、早期復旧を図るための支援策を早急に講じるよう、10月27日、国へ要望を行った。また、晩生梨の落果による被害を受けた生産者に対し、県独自で落果梨の価格減少部分への補填を行うとともに、果樹共済加入促進に向けた掛け金助成対策を推進していく。</p> <p>なお、国「農林水産業共同利用施設災害復旧事業」は災害程度に応じ既に3段階の補助率が設定されているが、通常災害の場合は補助率が2/10と低率に留まることから、生産者の負担軽減を図る対策を講じるよう11月3日に改めて国に求めたとともに、県は市町と協調して生産者の負担軽減を図るため独自に補助率の上乗せ支援を行うことを検討している。</p> <p>【11月補正】 がんばろう！農林水産業共同利用施設復旧応援事業 175,050千円</p>
<p>(4) 橋や道路のつなぎ目など、公共土木施設の中で耐震性確保の対象となっていない箇所を点検、抽出し、耐震性確保のための国庫補助の対象とするよう国に要望すること。</p>	<p>鳥取県中部地震を受け、橋と道路のつなぎ目など、耐震性の確保の対象となっていない箇所も点検を行い、段差や亀裂等が生じている箇所については、早期の交通確保のため舗装補修など応急的な仮設工事により対応した。</p> <p>今後は国庫補助による災害復旧事業で恒久対策を実施することとしており、本年10月27日には国に災害査定の上乗せ支援を要望したところである。</p>
<p>(5) 屋根瓦をはじめとした家屋の修繕のための職人が不足し、県内事業者だけでは対応しきれないことが懸念される。必要に応じて県外から適切な応援を得られるよう県も配慮すること。</p>	<p>不当に高い工事費の請求等のトラブルを防ぐため、鳥取県瓦工事業組合等に協力いただき、被災者等からの相談内容に応じて、県内外の会員企業を紹介していただくこととしている。また、中部消費生活相談室では、震災による混乱に便乗した悪徳商法への注意喚起を促すチラシを市町村や避難所に配布するとともに、土日も含め消費生活相談の受付を行っている。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等																					
あわせて、県外業者等が不当に高い工事費の請求をしたり、不適切な工事をする事によって被災者が被害を受けることのないよう対処すること。																						
(6) 倒壊した無縁墓が多くあるなどにより、墓の復旧に支障をきたしている共同墓地等の、早期復旧への支援を検討すること。	墓地の復旧は、基本的に墓地管理者が行うべきものであり、行政としての対応には難しい面があるが、ボランティアを活用した応急的な支援等どのような方策がとれるか地元市町と情報共有を図りながら一緒に考えたい。																					
(7) 県民の文化活動や観光・宿泊事業者への影響も大きい倉吉未来中心、二十世紀梨記念館、燕趙園を早期に復旧、再開すること。観光、宿泊事業者、また、その関連事業者への中長期的な影響を視野に入れた支援を検討すること。	<p>倉吉未来中心については、アトリウム、大ホールなどは、復旧に最低でも3か月以上かかる見込みであるが、被害の詳細について調査を行い、関係者で改修方針等について協議を進めている。なお、二十世紀梨記念館、小ホール、セミナールーム、団体事務室については建物被害が軽微のため、倉吉未来中心の建物の安全性が確認できれば、年内の先行開館を目指したい。</p> <p>燕趙園は大きな被害がなく、一部破損した箇所について応急措置を行い、地震発生翌日から営業を継続している。今後、工法等を検討し、早急に修繕工事を行うこととしている。なお、修繕にあたっては、中国河北省からの建築技術者の招へいによる、専門的な見地からの現地調査・確認等の実施を検討している。</p> <p>また、風評被害払拭に向けて、鳥取県の観光・宿泊施設は元気であることをPRするキャラバンを10月27日、28日に東京・大阪で実施するなど対策を進めているが、さらに国に対して旅行需要を喚起するための割引付き旅行助成(復興割)の支援について要望しており、引き続き、観光産業全体を下支えする取組について加速度的に実施していく。</p> <p>【既定予算対応】</p> <p>「ぐるっと山陰」誘客促進事業(復興応援バス) 18,000千円</p> <p>【11月補正】</p> <table border="0"> <tr> <td>コンベンション誘致促進事業</td> <td></td> <td>4,052千円</td> </tr> <tr> <td>観光情報提供事業</td> <td>(債務負担行為)</td> <td>10,000千円</td> </tr> <tr> <td>「ぐるっと山陰」誘客促進事業</td> <td>(債務負担行為)</td> <td>22,000千円</td> </tr> <tr> <td>宿泊促進WEB対策事業</td> <td>(債務負担行為)</td> <td>6,500千円</td> </tr> <tr> <td>国内航空便利用対策促進事業</td> <td>(債務負担行為)</td> <td>6,000千円</td> </tr> <tr> <td>とっとりスタイルエコツーリズム普及推進事業</td> <td></td> <td>1,526千円</td> </tr> <tr> <td>観光周遊促進支援事業</td> <td></td> <td>4,612千円</td> </tr> </table>	コンベンション誘致促進事業		4,052千円	観光情報提供事業	(債務負担行為)	10,000千円	「ぐるっと山陰」誘客促進事業	(債務負担行為)	22,000千円	宿泊促進WEB対策事業	(債務負担行為)	6,500千円	国内航空便利用対策促進事業	(債務負担行為)	6,000千円	とっとりスタイルエコツーリズム普及推進事業		1,526千円	観光周遊促進支援事業		4,612千円
コンベンション誘致促進事業		4,052千円																				
観光情報提供事業	(債務負担行為)	10,000千円																				
「ぐるっと山陰」誘客促進事業	(債務負担行為)	22,000千円																				
宿泊促進WEB対策事業	(債務負担行為)	6,500千円																				
国内航空便利用対策促進事業	(債務負担行為)	6,000千円																				
とっとりスタイルエコツーリズム普及推進事業		1,526千円																				
観光周遊促進支援事業		4,612千円																				

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
(8) 町内、集落などの自治公民館建物の被害に支援を行う市町村に対して必要な支援を行うこと。	<p>地域コミュニティの早期再建や地域活性化、住民の定住化等の確保を図るため、被災した地区公民館等の修繕、改築を支援する市町村に対して助成を行うための予算を措置した。この予算を効果的に活用するため、各市町からの相談を随時受け付けているところである。</p> <p>【10月補正（専決処分）】</p> <p>被災地域応援市町村交付金 50,000千円</p>
2 その他 (1) 県庁内におけるAEDの設置箇所の定期確認を行うこと。	<p>AEDがいざという時に確実に機能するよう、県庁内に設置しているAEDについては、本体だけでなく、付属品であるパッドやバッテリーも定期確認し、随時更新していく。</p>